

平成 2 0 年度 江戸川区「行政評価」 実施報告書

平成 2 1 年 3 月
経営企画部企画課

◇◆◇◆ ◇◆◆◆ ◇◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆ ◆◆◆◆ ◆◆◆◆

I 平成20年度「行政評価」の実施に関する報告 … 1～10

1 江戸川区行政評価制度の目的	2
2 平成20年度「行政評価」の実施.....	2
別紙1 事務事業分析シートの概要	5
別紙1 内部評価シートの概要	7
別紙1 外部評価シートの概要	7
別紙2 再評価シートの概要	8
別紙3 江戸川区外部評価委員会 委員名簿	10
別紙4 江戸川区行政評価実施要綱	11

II 平成20年度「行政評価」の結果 …………… 12～149

1 平成20年度事務事業行政評価	13
2 平成17年度行政評価実施事業再評価	41
別紙1 平成20年度事務事業行政評価一覧.....	128
別紙2 平成17年度行政評価実施事業再評価一覧.....	137

【行政評価制度に関するお問い合わせ】
江戸川区 経営企画部企画課企画担当係
電話 03-56626054（直通）



I 平成 20 年度「行政評価」の実施に関する報告

1 江戸川区行政評価制度の目的

江戸川区行政評価制度は、江戸川区行政評価実施要綱（平成 17 年 5 月 2 日施行。以下「要綱」といいます。）に基づき、区民本位の効率的で質の高い行政運営を行うために、区が実施する事業について当該事業の目的及び手段を評価することにより、以下の 3 つの観点を図ることを目的とした手法の一つです。

- ① 成果重視の効率的な行政運営を行うこと
- ② 職員の政策立案能力を向上させること
- ③ 区民への説明責任を果たすこと

2 平成 20 年度「行政評価」の概要

事務事業に関する行政評価（以下、「平成 20 年度事務事業行政評価」といいます。）とともに、平成 17 年度に行政評価を実施した事業に関する目標値の達成状況等の評価（以下「平成 17 年度行政評価実施事業再評価」）を行いました。

（1）平成 20 年度事務事業行政評価

ア 概要

事務事業ごとに、実績、費用、活動指標、成果・目標指標等に基づき、当該事業の目的及び手段について評価を行いました。

イ 実施方法

（ア）対象となる事業

平成 18 及び 17 年度新規事業のうち、相当規模の事業費を要する事業であって、かつ、一定の実績に基づき、事業の目的及び手段について、特に行政評価を行うことが必要な事業を対象としました。

（イ）事務事業の分析（事務事業分析シートの作成）

事務事業分析シートを作成することにより、事業内容の分析等を行いました。

※「事務事業分析シート」とは、当該事業を分析し、内部評価及び外部評価の判断の基となるものをいいます。

（ウ）内部評価の実施（内部評価シートの作成）

内部評価シートを作成することにより、所管課長による評価等を行いました。

※「内部評価シート」とは、事務事業分析シートに基づき、所管課長が評価したものをいいます。

(エ) 外部評価の実施（外部評価シートの作成）

外部評価シートを作成することにより、江戸川区外部評価委員会（以下「外部評価委員会」といいます。）による評価を行いました。なお、当該評価に当たっては、所管課長に対するヒアリングを実施しました。

※「外部評価シート」とは、事務事業分析シートに基づき、外部評価委員会が評価したものをいいます。

外部評価委員会の開催状況	第 1 回	平成 20 年 8 月 19 日
--------------	-------	------------------

(オ) 評価結果の公表

行政評価シートを、区ホームページ等により公表しました。

※「行政評価シート」とは、「事務事業分析シート」、「内部評価シート」及び「外部評価シート」をいいます。

【平成 20 年度事務事業行政評価の流れ】

事項	対象事業の選定	事務事業の分析	内部評価の実施	外部評価の実施	公表
内容	平成 18 及び 17 年度の新規事業のうち、特に行政評価を実施することが必要な事業	事務事業分析シートの作成	内部評価シートの作成	外部評価シートの作成	行政評価シートの公表
担当	所管部長	所管課長	所管課長 (所管部長の意見を添付)	外部評価委員会	企画課

(2) 平成 17 度行政評価実施事業再評価

ア 概要

平成 17 年度行政評価において設定した目標値の達成状況等に基づき、平成 17 から 19 年度までの期間において、効果的に事業を推進することができたか否かについて評価を行いました。

イ 実施方法

(ア) 対象となる事業

平成 17 年度に行政評価を実施した事業を対象としました。

(イ) 平成 17 年度行政評価実施事業再評価の実施

平成 17 年度に行政評価を実施した事業の再評価シートを作成することにより、目標値の達成状況等を評価しました。

なお、当該再評価に係る内部評価については、所管課長による評価に基づき、所管部長の意見を付して行いました。また、外部評価については、外部評価委員会が内部評価の結果に基づき、当該事業の推進状況等について評価しました。当該評価にあたって、「事業の推進に課題がある」と内部評価した事業については、所管課長に対するヒアリングを実施しました。

※「再評価シート」とは、目標値の達成状況に基づき、内部評価及び外部評価を実施したものをいいます。

外部評価委員会の開催状況	第 2 回	平成 20 年 8 月 26 日
【ヒアリング実施事業一覧】	江戸川区公式ホームページ	
	密集住宅市街地整備促進事業	
	男女平等（男女共同参画社会の実現）に向けた意識啓発講座	
	障害児介助員の配置	
	区総合体育祭の開催	

(ウ) 評価結果の公表

再評価シートを、区ホームページ等により公表しました。

【平成 17 年度行政評価実施事業再評価の流れ】

事項	目標値の達成状況	内部評価の実施	外部評価の実施	公表
内容	再評価シート（事業内容等部分）の作成	再評価シート（内部評価部分）の作成	再評価シート（外部評価部分）の作成	再評価シートの公表
担当	所管課長	所管課長（所管部長の意見を添付）	外部評価委員会	企画課

事務事業分析シートの概要

1 事業の目的・概要・対象者等

(1) 事業の目的及び概要

当該事業の目的及び概要（当該事業の効果、実施方法等）を簡潔に記載しています。

(2) 事業の開始年度

当該事業が開始した年度を記載しています。

(3) 対象者

当該事業が対象とする者及びその人数を記載しています。

2 活動指標

活動指標を設定し、当該指標に係る平成 19 及び 18 年度の実績値を記載しています。

※「活動指標」とは、当該事業の主たる事業量を数値にて表記したものをいいます。

3 成果・目標指標

成果・目標指標を設定し、当該指標に係る平成 22 年度の目標値及び平成 19 年度の実績値並びに当該指標の内容等について記載しています。

※「成果・目標指標」とは、当該事業の目的の達成状況を数値にて標記したものをいいます。

4 経費の概要

(1) 19 年度事業実施経費

19 年度の事業実施経費（19 年度における決算額に人件費を含めた額を標準としました。）を記載しています。

(2) 人件費と担当職員数

19 年度事業実施経費のうち、担当職員数及びこれに係る人件費を記載しています。

※担当職員数とは、以下の事項に該当する職員ごとに、職員一人あたりについて当該年度の職務に占める当該事業に要した割合等から算出した実人数を合計して算定した値をいいます。例えば、ある特定の職員一人の総事務量に占める当該事業に要した割合が 3 割程度である場合は、0.3 人となります。

① 再任用を含む常勤職員

② 短時間の再任用及び再雇用を含む非常勤職員

③ 臨時職員

別紙 1

※人件費とは、以下の事項に該当する職員ごとに算出した額を合計した値をいいます。

① 再任用を含む常勤職員の人件費の算定については、平成 19 年度予算に基づく、給与費（退職金を除く）に共済費を加えた額を職員数で除したものの額（約 8 4 4 万 1 千円）に、当該職員数を乗じた額を標準としました。

② 短時間の再任用及び再雇用を含む非常勤職員及び臨時職員の人件費の算定については、実際に要した額を標準としました。

（３）一単位あたりの経費

19 年度事業実施経費を対象者、活動指標等で除すことにより算定した、一単位あたりの経費を記載しています。

※「一単位あたりの経費」とは、当該事業の性質を最もよく表すことに適した単位ごとの額をいいます。

（４）経費の説明

当該事業に要する経費に係る留意事項等を記載しています。また、以下の事項に該当する場合は、総額、経費に占める割合、使用料金等を記載しています。

① 国又は都による補助金等当該事業に要する費用のうち区財源以外の額

② 使用料、一部負担金等当該事業を利用した場合、区民等が負担する額

5 その他

（１）実施の根拠となる法令等

条例、規則、要綱等の名称、該当する条文等を記載しています。

（２）民間委託やボランティアなどとの協働の状況

事業の委託の実施状況、ボランティア等との連携の有無等について記載しています。

（３）区民からのご意見やご要望

区民等からの主な意見、要望等について記載しています。

（４）その他

当該事業に関連する他の事業の実施状況、同種の事業の他の自治体の実施状況等について記載しています。

内部評価シートの概要

1 評価及び評価の視点並びに評価コメント

以下の評価項目ごとに、改善の必要性に応じて三段階（A、B又はCをいいます。）の所管課長の評価、留意事項等を記載しています。

評価項目	評価の視点
有効性	・ 事業の目的の達成することに有効である。
相当性	・ 公費を用いて実施することが相当である。
公平性	・ 対象者の範囲、実施回数、受益者負担の額等が適切である。
協働性	・ ボランティア、NPO等と協働している。
効率性	・ 同一の効果を得るためにより少ない費用で実施している。

2 所管部長の意見等

区政運営全体における当該事業の位置づけ、今後の見通し等に関する所管部長からの意見を記載しています。

外部評価シートの概要

1 評価及び評価の視点並びに評価コメント

以下の評価項目ごとに、改善の必要性に応じて三段階（A、B又はCをいいます。）の外部評価委員会の評価、留意事項等を記載しています。

評価項目	評価の視点
有効性	・ 事業の目的の達成することに有効である。
相当性	・ 公費を用いて実施することが相当である。
公平性	・ 対象者の範囲、実施回数、受益者負担の額等が適切である。
協働性	・ ボランティア、NPO等と協働している。
効率性	・ 同一の効果を得るためにより少ない費用で実施している。

2 外部評価委員会の意見等

外部評価委員会の当該事業に関する意見、質問等を記載しています。

再評価シートの概要

1 事業内容

(1) 事業の目的及び概要

当該事業の目的及び概要（当該事業の効果、実施方法等）を記載しています。

(2) 対象者

当該事業が対象とする者及びその人数を記載してください。

なお、平成 19 年 4 月 1 日現在を標準としました。

(3) 活動指標

平成 17 年度行政評価にて設定した活動指標に係る平成 19 年度の実績値を記載しています。

(4) 留意事項

平成 17 年度当時からの事業内容の変更点とともに、その他必要な事項について、記載しています。

2 成果・目標指標に係る目標値の達成状況

平成 17 年度行政評価にて設定した成果・目標指標に係る平成 19 年度の実績値及び達成状況を記載しています。

3 内部評価

(1) 成果・目標指標に係る目標値の達成状況に係る主たる要因及びその具体的な内容について、所管課長の評価等を記載してください。

ア 目標値を達成できない場合の要因について	
①	事業の推進に課題があった
②	制度改正等の事業内容の見直しがあった
③	その他
イ 目標値を達成した場合の要因について	
①	事業を効果的に推進することができた
②	制度改正等の事業内容の見直しがあった
③	その他

(2) 今後の改善点等

当該事業に関する今後の改善点等について記載しています。

別紙 2

- (3) 目標値の達成に係る事業の実施を踏まえた所管部長の意見
今後の事業の推進のあり方等に関する所管部長の意見を記載しています。

4 外部評価

平成17から19年度までの事業の推進状況及び今後の事業の推進のあり方について、外部評価委員会の評価を記載しています。

ア 目標値の達成状況に対する評価	
①	効果的に事業を推進した
②	ほぼ効果的に事業を推進することができた
③	計画的に事業を推進することができなかった
イ 今後の事業の推進に対する評価	
①	引き続き、事業を推進すること
②	より効果的に事業を推進する必要があること
③	事業の計画性を見直す必要があること

5 外部評価（今後の事業の推進に対する評価）に対する措置状況

外部評価委員会において、「今後の事業の推進に対する評価」を事業の計画性等を見直す必要があると評価された事業については、事業の計画等の見直しに係る検討方針を記載しています。

江戸川区外部評価委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	備 考
委員長	白木 三秀	早稲田大学教授
委員 (五十音順)	宇田川 尚	区民委員
	東海林 弘子	区民委員
	棚橋 公夫	公認会計士
	間瀬 恵二	(株)不二製作所 代表取締役社長
	横山 巖	東工・バレックス(株) 代表取締役社長

別紙 4

江戸川区行政評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民本位の効率的で質の高い行政運営を行なうために、事務事業の行政評価を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(行政評価の目的)

第2条 行政評価は、区が行う事務事業を分析及び評価することにより、次の各号に掲げる事項を実現することを目的とする。

- (1) 経営的視点に立脚した成果重視の効率的な行政運営を行うこと。
- (2) 職員の意識を改革し、政策立案能力を向上させること。
- (3) 区民への説明責任を果たし、区政運営への理解を深めること。

(行政評価の対象及び主体)

第3条 行政評価の対象は、区が実施する事務事業の全てとし、毎年度、予算事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第1号）第2条第5号に規定する課（以下「各課」という。）において、実施中の事業を原則として1事業選定することとする。

(行政評価の実施方法)

第4条 行政評価は、内部評価及び外部評価で構成するものとし、毎年度別に定める行政評価シートを作成することにより、実施する。

- 2 行政評価シートは、事務事業分析シート、内部評価シート及び外部評価シートで構成する。
- 3 事務事業分析シートは、各課において、データ等の記入、指標及び目標値の設定を行うものとする。

(内部評価)

第5条 内部評価は事務事業分析シートに基づき、主管課長が行い、主管部長の意見を付して、内部評価シートを作成するものとする。

(外部評価)

第6条 外部評価は次条に規定する江戸川区外部評価委員会が行い、事務事業分析シートに基づき、区民の立場での評価及び意見を述べ、外部評価シートを作成するものとする。

(外部評価委員会の設置等)

第7条 前条に規定する外部評価を実施するため、江戸川区外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を設置する。

- 2 外部評価委員会は、学識経験者及び区民等のうち、区長が委嘱する8人以内の委員をもって構成する。
- 3 前項に掲げるもののほか、外部評価委員会の運営に関し必要な事項は経営企画部長が定める。

(謝礼金)

第8条 外部評価委員会の委員には、別に定めるところにより謝礼金を支給する。

(公表)

第9条 区長は、行政評価の結果である行政評価シートを、原則として公表するものとする。

(庶務)

第10条 行政評価の実施に係る庶務は、経営企画部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施について必要な事項は、経営企画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年5月2日から施行する。